

景観計画

安曇野の景観を育み、未来に引き継ぐために。

景観計画の策定を目指して



安曇野は、豊かな自然に抱かれ、歴史や文化に恵まれた田園都市です。この地が、市民をはじめ、旅人からも愛されている理由は、これらの優れた景観資源があるからだといえます。市では、さらに積極的な景観づくり活動を進めるため、本年度から「景観計画」の策定を進めます。

この計画は、景観法の規定に基づき、基本的な方針、行為の制限に関する事項などを定めるものです。また、景観重要建造物、景観重要樹木、景観協議会、景観協定などの規制誘導の仕組みや住民参加の仕組みなども当該区域で備えることができます。

この計画を策定することで、市民が地域の景観に愛着と誇りを持って生活でき、訪れる人も満足できる、魅力的な都市づくりを目指します。

具体的な動き

まず、この計画を策定するために「景観計画策定委員会」を設置します。

委員会では、景観育成の方針、目標、行為の制限などを広く検討します。委員は、より多くの皆さんからの意見を検討するとともに、策定の透明性や公平性を保つため、景観関係団体を始め、推薦や公募で選ばれた人を選任します。そして、市の現状把握・整理、課題の抽出とともに、市民の皆さんの考えを聞き、発表や説明の機会を設けて、基本方針案、計画案を策定していく予定です。

公募委員の募集

景観計画策定委員会の公募委員を募集します。詳しくは25ページをご覧ください。

景観計画の中で考えていきたいこと

- 地域の景観資源
- 景観を阻害しているものと、その改善の方法
- 市民に親しまれている風景の把握
- 市民と行政が協力して進める景観育成のあり方

景観とは

「景観」とは、街並みやたたずまいなど、眺める対象を示す「景」という字と、眺める主体となる人間の感覚を表す「観」という字が組み合わされた言葉。景観の要素は身近なもので構成され、目に見える緑や建物などのほか、花の香り、小川のせせらぎ、雪の冷たさなど視覚以外で感じられる要素も含まれます。

土地利用提言書

統一した土地利用管理に向けて

提言書提出される

都市計画に関する土地利用市民検討委員会（宮澤正士会長）は3月18日、市の統一した土地利用管理の方向性について、市長へ提言書を提出しました。

現在、市の土地利用の管理手法は、異なる3つの制度で運用されています。それは、豊科地域が都市計画法に基づく区域区分（線引き制度）、穂高地域がまちづくり条例、その他の地域は線引き制度や条例などの規制がない状態となっています。市では平成18年から、各種団

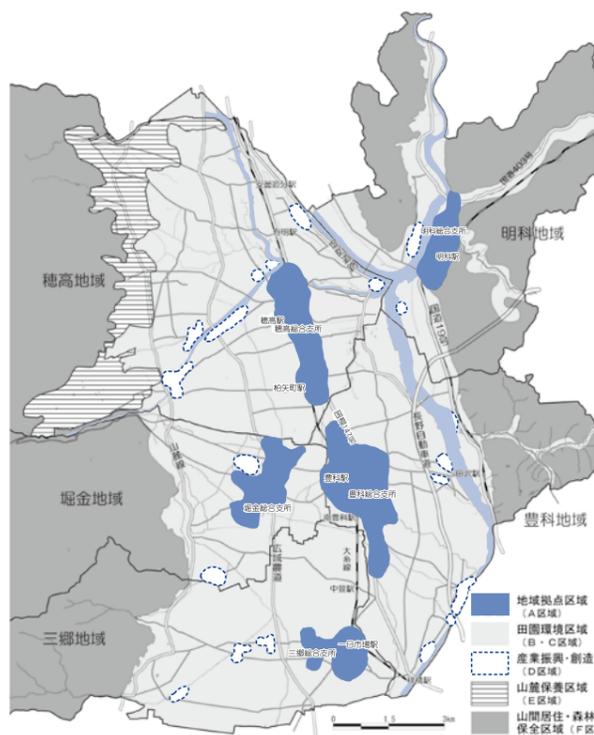


提言書を手渡す宮澤会長

体や公募委員による「都市計画に関する市民検討委員会」と都市計画の専門家による「土地利用構想調査専門委員会」を設置し、検討を行ってきました。

このうち市民検討委員会は、約1年半の間、のべ35回にわたる検討を重ね、土地利用の3つの基本方針を定め、目指すまちの姿を「既存市街・集落周辺への集約重視のまち」としました。また、土地利用11の原則をまとめ、目指すまちの姿をより具体化した土地利用基本区域（まちのかたち 下図）を設定し、「この提言が具体的な制度の選択や設計に反映され『立地・用途』『形態』『住民参加』の3つの観点から適切なルールやしくみが制度として構築されることを切望している」と提言しています。

今後は、提言内容が達成できる制度選択を平成20年度前半までに決定し、詳細な制度設計、



「まちのかたち」基本図

- A区域**：地域の拠点として積極的かつ計画的に開発を進めていく。
- B区域**：農地の中に広がる比較的大きな集落で、無秩序な宅地等の拡散を防ぐ区域
- C区域**：B区域以外の農地に散在する比較的小規模の小さい集落で一定の条件を満たす開発に限定して許容する。
- D区域**：工業等を集積していく区域
- E区域**：別荘地・観光地としての機能を重視する区域
- F区域**：山間居住地として保持していく区域

注1) 各区域は、基本的に区域を明確に地形地物（道路・水路等）で分けていく。
注2) B区域の区域設定は今後、制度の詳細化と合わせて設定していく。